

第25表 届出を要する食品関係営業施設の状況

		営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
令和3年度		4 792	1 371
4		5 701	1 447
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	486	147
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	655	138
	乳類販売業	1 273	174
	氷雪販売業	12	11
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	261	32
販売業	弁当販売業	53	96
	野菜果物販売業	241	95
	米穀類販売業	50	50
	通信販売・訪問販売による販売業	15	-
	コンビニエンスストア	150	170
	百貨店、総合スーパー	191	235
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	313	15
	その他の食料・飲料販売業	678	197
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	4	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	17	2
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	33	11
	農産保存食料品製造・加工業	304	9
	調味料製造・加工業	53	2
	糖類製造・加工業	2	-
	精穀・製粉業	23	1
	製茶業	74	7
	海藻製造・加工業	33	3
	卵選別包装業	3	5
その他の食料品製造・加工業	236	18	
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	49	3
	集団給食施設	388	16
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	17	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	12	1
	その他	75	9